

細 則

第1条(入会金)

会則第5条における入会金は次の通りとし、現金支払いを原則とします。
法人会員(1口)入会金50,000円(消費税別)

第2条(月会費等)

- ・会費の支払い方法は下表から会員が選択するものとします。
- ・入会時における初回の月払いは現金支払いで一括払いについても同様と致します。
以後月払いは毎月13日、一括払いは入会月の13日指定金融機関口座より自動振替にてお支払いいただきます。
(金融機関休業日の場合は翌日営業)

	月 払 い	一年一括払い
法人会員(1口)	10,000円	120,000円

(消費税別)

- ・会費を3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。但し滞納分については未払い料金と判断し、ご請求させていただきます。

第3条(施設利用範囲)

会員は館内の利用規定に応じてクラブ施設をご利用になれますが、施設によって利用時間帯を制限する場合があります。

第4条(施設利用)

本クラブが毎月発行する施設利用券にてご利用できます。

第5条(休館日)

当クラブの定休日は山城、藍住、脇町以上3クラブは月曜日、田宮は木曜日となります。
その他の休業に関しては会則第15条によるものとします。

第6条(営業時間)

当クラブの営業時間は次の通りと致します。

山城		田宮	
火～金	10:00～22:30	火～金	10:00～22:30
土	9:00～21:30	土	9:00～22:00
日	9:00～17:30	日	9:00～17:45
藍住		脇町	
火～金	10:30～22:30	火～土	10:00～22:00
土	9:00～21:30	土	10:00～20:45
日	9:00～17:45	日	9:00～16:45

※利用時間帯は施設によって異なりますので別に定めます。

第7条(会員種類の変更)

会員が会員種類の変更を希望する場合、その時点の入会金、月会費とすでに支払い済の入会金、月会費との差額をお支払い頂きます。

第8条(届出事項)

会員は住所または連絡先、入会申し込み書記載事項に変更があった場合はすみやかに届け出頂くと致します。

第9条(料金の変更等)

入会金、会費その他諸料金は物価、経済情勢の変動、会社の都合により変更する場合があります。

第10条(改正)

本細則の改正、変更は会社の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものと致します。